

第 1 5 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日 (水)
開 催 場 所	法務省大臣官房会計課会議室
出 席 委 員	大曾根 匡 (専修大学教授) 宮 園 久 栄 (東洋学園大学教授) 諏 訪 雄 三 (共同通信社編集委員)
審議対象期間	平成 3 0 年 4 月 ~ 平成 3 0 年 6 月
審議対象契約	一般競争契約 5 8 5 件 随 意 契 約 1 6 8 件
重点審議案件	一般競争契約 8 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主な意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回の審議案件については, 特段の問題は認められなかった。 平成 3 0 年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果 (案) について, 特に指摘する事項はなく, 引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>1 「山形地方法務局寒河江支局ほか4庁における機械警備業務委託」(一般競争入札) 契約金額 10,432,800円 支出負担行為担当官 山形地方法務局長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 なぜ、1者応札なのか。</p> <p>予定価格の設定に問題はなかったか。</p> <p>なぜ落札率が100%なのか。他の案件の機械警備と比べるとどうなのか。</p> <p>【諏訪委員】 落札者が前回の業者と同じであり、契約単価を知っているはずだが、それよりもかなり高い金額で入札してきた理由は何か。</p>	<p>(回答) 本件については、再度公告入札であり、落札者のみが本件入札に参加し契約したものである。当初の入札に参加し、再度公告入札に参加しなかった業者に参加を見送った理由を聴取したところ、当初の入札額以下では体力的に苦しいため参加を見送ったとのことであった。</p> <p>予定価格の設定については、現行の契約業者から見積書を徴取し、当該単価と現行の契約単価を比較した結果、契約単価の方が安価であったことから、契約単価を予定価格の積算基礎として採用した。予定価格の積算については、近年の労務単価の上昇分を加味していないものの、東北地方の他の官署と比べても予定価格が極端に低いものではなかったと考えている。</p> <p>落札率が100%になったことについては、落札者が現行の契約単価を基に入札額を積算した結果であると考えられる。</p> <p>(回答) 労務単価の上昇によるものである。</p>

2 - 「神戸法務総合庁舎電力供給」(一般競争入札)

契約金額 10,493,832円

支出負担行為担当官

神戸地方検察庁検事正

2 - 「神戸法務総合庁舎外10か所庁舎設備等保全業務」(一般競争入札)

契約金額 28,620,000円

支出負担行為担当官

神戸地方検察庁検事正

(質問等)

【総論的質問】

他の業者が入札に参入しない理由は何か。特別な制約があるのか。周知は徹底していたのか。周知期間がなかったのか。

(回答)

電力供給の案件については、庁舎の掲示板、ホームページ及び電子調達システムに15日間入札公告を掲示しており、また電話連絡により5者に情報提供を行い、3者に入札説明書を交付している。よって、周知は十分なされていたと認識している。

また、契約業者のみが応札できるような仕様ではなく、特別な制約は設けていないが、裾切り基準について、競争確保の観点から見直しの余地があると考えており、一者応札の解消に努めてまいりたい。

設備等保全業務の案件については、庁舎の掲示板、ホームページ及び電子調達システムに22日間入札公告を掲示しており、また電話連絡により3者に情報提供を行い、1者に入札説明書を交付している。よって、周知は十分になされていたと認識している。また、仕様書上の業務内容も国交省作成の建築保全業務共通仕様書に準じた一般的なものであり、契約業者のみが応札できるような仕様ではなく、特別な制約は設けていない。

【大曾根座長】

公告期間は何日以上する必要があるのか。案件によって期間が異なるのはなぜか。

3 「地下水膜ろ過システム保守管理業務委託契約」(一般競争入札)

契約金額 12,852,000

支出負担行為担当官代理

福岡刑務所教育部長

(質問等)

【総論的質問】

他の業者が入札に参入しない理由は何か。特別な制約があるのか。

当該案件は水不足対策のための施設なのか。

なお、入札に参加しなかった業者に対してヒアリングを行ったところ、業務場所が県内全域に点在しており、負担が大きく利益にならないため入札を見送ったとのことであった。

今後は、過去の応札業者のみならず、業者の情報を収集し、積極的な声掛けを行い、一者応札の解消に努めてまいりたい。

(回答)

公告期間は10日以上設ける必要があるところ、案件によって公告期間が異なるのは各庁の判断によるためである。

(回答)

本システムは、当該施設の所在する地域が水源に恵まれていないことから、地下水を活用するために導入したものである。

本件については、1者のみの入札であるところ、過去に入札の意思を示した業者にヒアリングした結果、本システムを取り扱ったことがないため辞退したとのことであった。仕様については、機器点検調整及び水質検査等の保守管理業務を委託するもので、特殊な条件を付しているものではない。今後は入札公告の時期を早めて公告期間を十分確保するほか同様のシステムを導入している民間企業等から情報収集をし

【諏訪委員】

本システムはどこが業者が開発したものの
なのか。開発業者以外の業者が管理するの
は難しいのか。

4 - 「自動車運行管理業務委託契約」(一
般競争入札)

契約金額 11,054,880円

支出負担行為担当官代理

旭川刑務所総務部長

4 - 「自動車運行管理業務委託契約」(一
般競争入札)

契約金額 36,547,200円

支出負担行為担当官

横浜刑務所長

(質問等)

【総論的質問】

旭川刑務所の案件について、予定価格が
特定の業者に漏れているように見えるが、
前回も同じ業者が落札しているのか。

横浜刑務所の案件について、高落札率で
1回目の入札で落札するのは不自然であ
る。この業者しか参入できない理由は何か。

て幅広く参入を促していきたいと考え
ている。

(回答)

本システムは当該保守業者が開発し
たものであり、そこに有利性が働いた
可能性はある。

本システムの機械自体の説明書を閲
覧できるようにしていることから、他
の業者が参入できる可能性はあると考
える。

(回答)

予定価格の積算に当たっては、複数
業者からの見積書のほか、前年度契約
実績に賃金上昇率を乗じたものなど6
パターンを積算したが、予定価格とし
て採用した見積書の業者が落札者とな
ったためである。また、前回も同じ業
者が落札している。

予定価格については、前年度契約実
績等を基に積算したものであり、同業
者が落札したため高落札率になったも
のと考える。入札公告等から興味を示

した業者がほかに2者いたが、近時の人件費の高騰により人材確保ができないこと、また運行管理を行う責任者となる人材が不足して業務を請け負える見込みがないため辞退したとのことであった。

- 5 - 「宮崎空港におけるバイオカートコンシェルジュ業務委託契約」(一般競争入札)

契約金額 7,938,680円

支出負担行為担当官
福岡入国管理局長

- 5 - 「佐賀空港におけるバイオカートコンシェルジュ業務委託契約」(一般競争入札)

契約金額 7,281,154円

支出負担行為担当官
福岡入国管理局長

- 5 - 「北九州空港におけるバイオカートコンシェルジュ業務委託契約」(一般競争入札)

契約金額 16,481,581円

支出負担行為担当官
福岡入国管理局長

- 5 - 「鹿児島空港におけるバイオカートコンシェルジュ業務委託契約」(一般競争入札)

契約金額 11,573,226円

支出負担行為担当官
福岡入国管理局長

(質問等)

【総論的質問】

予定価格の設定に問題はなかったのか。
予定価格は漏れていないか。

対象となる空港が異なるだけで、件名や官署が同じであるにもかかわらず、落札率に幅があるのはどうしてか。

【宮園委員】

地方間での情報共有はできているのか。
データベース化されているのか。

【諏訪委員】

4空港で落札率が大幅違ったが、予定価格の積算がずさんだったということに尽きるのか。そうであるなら、チェック体制が心配になるが、そこはどうなっているのか。

6「テレビ会議システム運用管理支援業務の請負一式」(一般競争入札)
契約金額 16,111,872円

(回答)

本件は、29年度から開始した事業であり、調達実績もなかったことから、落札率の低い佐賀空港と鹿児島空港の案件の予定価格の積算については、1年目の入札単価の平均に最低賃金の伸び率を乗じた単価を基に、延べ配置時間を乗じた金額を予定価格としており、本来比較対象とすべきでない契約単価より明らかに金額が高いものを対象としたため、落札率が低くなってしまった。

宮崎空港については、同様の積算方法を採用しているが、入札単価が比較的まとまっていたため、前記2空港に比べ低くならなかった。

北九州空港については、30年度からの新規事案であったため、複数者からの見積書の平均単価から予定価格を積算している。

コンシェルジュ業務は全国的な業務となっており、今後は情報を共有しながら適切な予定価格の算出に努めてまいりたい。

(回答)

データベース化まではできていないが、地方間で情報共有はしており、本省における会議等の場を通じて好事例などを紹介することで、今回のようなことが起きないように努めたい。

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長

(質問等)

【総論的質問】

予定価格の設定が厳しすぎるのではない
か。なぜ、10回以上もの入札になったの
か。他の業者がなぜ入札に参入しないのか。
特別な制約があるのか。

入札回数が多いが、予定価格の設定に問
題はなかったか。

【諏訪委員】

本システムを構築した業者以外が運用管
理したことはないのか。他の企業では無理
なのか。

7 「矯正総合情報通信ネットワークシステ
ム用機器の賃貸借 一式」
契約金額 124,172,676円
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長

(回答)

本件の運用管理支援業務の対象とな
る機器自体は、一般的な機器であり、
複雑なものではないほか、仕様書にお
ける品質管理体制においても、特別な
制約はないと考えている。1者応札の
原因については、仕様で求めている作
業、拠点数が多いため、一定期間に必
要な要員の確保やこれらにかかる経費
等を検討して応札の判断をした結果、
1者応札となったのではないかと思わ
れる。

また、10回以上もの入札になった
理由については、応札状況によると小
幅な値引きを行って少しでも多くの利
益を得ようとする応札者の経営戦略に
よるものと推測される。

予定価格の積算については、これま
での役務調達と比較して特有の要素を
考慮したというのではなく、特段厳
しい査定を行ったということはないも
のと考えている。

(回答)

システムを構築した業者以外に本件
業務を行ったことはない。他のテレビ
会議システムの運用管理をしている業
者がいると思うので、可能であると思
っている。

(質問等)

【総論的質問】

昨年も同じ業者が落札しているが、予定価格を引き上げた理由は何か。

(回答)

予定価格の引き上げ理由については、前回と比較して、パソコンに加えプリンタも対象としているなど、調達規模が大きくなったことや人件費や物件費等の上昇があったことから、ハードウェアの査定率を引き上げざるを得なかった。また、本件が総合評価落札方式であり、技術点が高かった新規参入業者の価格証明額をもとに積算していることなども影響している。

<改善事例>

- 8 - 「高松法務局分室庁舎において使用する電気の需給契約」(一般競争入札)

契約金額 12,941,451円

支出負担行為担当官代理
高松法務局総務管理官

- 8 - 「高松法務局丸亀支局ほか15庁舎において使用する電気の需給契約」(一般競争入札)

契約金額 28,529,996円

支出負担行為担当官代理
高松法務局総務管理官

(質問等)

【総論的質問】

四国では民間の参入が難しかったのに、新たに民間業者が応札に参入し、落札したのは評価できる。なぜ、低落札率が実現できたのか理由を知りたい。

(回答)

本件については、四国地方の庁舎を取りまとめて一括調達する一方で、負荷率の高い高松法務局分室庁舎については個別に入札を実施することによって、他の事業者の参入を促し、競争性が働いたことで安価に調達できたのではないかと考える。

9 「更生保護就労支援事業（福岡県）」（随意契約）

契約金額 10,419,807円

支出負担行為担当官代理

九州地方更生保護委員会総務課長

（質問等）

【総論的質問】

企画競争で民間の業者に決定したのは良い傾向である。どのような企画でこの業者に決定したのか。

更生保護関連の就労支援事業の契約は、かつては競争契約だったものが、なぜ随意契約に変わったのか。

法務省調達改善計画関連

「平成30年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果（案）」について

（回答）

本件業者は、就労支援事業における効果検証に特化した専門のデータベースを構築するというものを企画して、高い評価を得たのではないかと考える。

27年度までは一般競争入札を実施していたが、本会議で当該就労支援事業が価格だけで判断できる性質のものなのかというご指摘を受け、検討した結果、28年度から企画競争に変更した。

事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。